(令和3年9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定) ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方

- 〇 デルタ株による感染拡大には引き続き<u>最大限の警戒</u>が必要
- 〇 ワクチン接種の進捗・中和抗体治療の定着
 - ⇒ <u>重症者数が抑制</u>され、<u>医療提供体制の強化</u>とあいまって、病床の ひっ迫が生じにくくなる
 - ⇒ <u>分科会の提言(9/3)</u>を踏まえ、接種が先行する海外主要国の取組 も参考に、一定の条件の下で、<u>様々な日常生活の制限を緩和</u>し、 <u>感染対策と日常生活の回復</u>に向けた取り組みを<u>両立</u>
- 〇 制限緩和の具体化の検討
 - ⇒ 今後、<u>自治体や事業者の方々との議論を重ねながら、具体的な</u> 取組 (次頁) を進める

制限緩和の基本的方向性

	① 飲食	ワクチン・検査パッケージや第三者認証の活用度合いに応じ、 営業時間、酒類提供、会食等の制限について緩和
	② イベント	安全計画の策定(事業者が基本的感染対策をパッケージで策定)の上、ワクチン・検査パッケージを活用しつつ、人数制限等を 緩和
	③ 人の移動	旅行を始めとした県をまたぐ移動について、原則、ワクチン・検査を受けた者は、国として自粛要請の対象に含めない
	4 学校	ワクチン・検査パッケージの活用等により、大学等の部活動や課例活動における感染リスクの高い活動も原則可能に

(参考) ワクチン・検査パッケージ: ワクチン接種歴及びPCR等の検査結果を基に、個人が他者に二次感染させる リスクが低いことを示す仕組み。検査としては主にPCRを推奨(抗原定性検査も想定)。

や課外活動における感染リスクの高い活動も原則可能に

当面の経過措置

- 〇 日常生活の回復への移行を円滑に進めるため
 - ワクチン・検査パッケージを含め、必要な技術実証に取り組む
 - 一定の要件を満たした事業者について、部分的な緩和を行う
 - (例) 飲食: まん延防止等重点措置地域で、感染が下降傾向にある場合に、 第三者認証店での酒類提供を可能とする
- 新たな変異株の出現などにより、<u>感染が急速に拡大し、医療提供体</u> 制のひっ迫が見込まれる場合、緊急事態措置もあり得る その場合、強い行動制限を機動的に国民に求めることがある

(令和3年9月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定) 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組

感染拡大防止策

- 基本的な感染対策の徹底
- 飲食はじめ感染リスクの高い 接触の場面の削減(時短営業等)
- 人流・人との接触機会削減

ワクチン接種

- 7月末に希望する高齢者の2回接種 概ね完了
- 10月上旬までに人口の9割分供給
- 患者像の変化(感染者数・死亡 者数に占める高齢者の割合低下)

医療提供体制

- 病床・宿泊療養施設の確保
- 入院待機施設・臨時の医療施設 の整備、酸素濃縮装置の確保
- 中和抗体薬の投与(重症化防止)

今後の取組の方向性

- ワクチン接種の進展により、患者像が変化。中和抗体薬等の開発により、医療施設や医療人材を適切に配置することで、一定の感染規模であれば、一般医療と調和を取りながら安定的に患者対応を行うことが可能となる。
- 今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療提供体制をもう一段整備し、感染拡大への社会の耐性を高めなが ら、日常生活の制限を段階的に緩和し、感染対策と日常生活の両立を基本に政策を展開していく。

1	医療提供体制 の充実・強化	● 保健所と地域の医療機関の連携、往診・訪問診療やオンライン診療等の体制強化● 中和抗体薬をはじめとした治療薬を入院・外来・往診等で投与できる体制を拡大● 病床確保、臨時の医療施設や増加する自宅療養者等への入院待機施設等の充実● 都道府県において、感染拡大時の医療人材の確保・配置調整等を行う体制を確保
2	ワクチンの 接種体制	● 10月から11月のできるだけ早い時期に、希望する全ての方への2回のワクチン接種完了を目指す。若い世代の方をはじめ多くの未接種の方に接種いただけるよう取り組む● 諸外国の動向や科学的知見を踏まえ、年内の追加接種開始を想定し、自治体の体制整備や必要なワクチンを確保
3	子供に対する感染対策等	 ● 子供のそれぞれの居場所における感染対策の周知徹底 ● 学校等におけるモニタリング検査や抗原簡易キットの配布 ● 希望する教職員や受験生へのワクチン接種の推進 ● 感染者等への差別・偏見やワクチン接種の有無による差別・いじめの防止
4	日常生活の回復に向けて	 緊急事態宣言等の下、例えば、以下の制限緩和に向け、国民的な議論を踏まえ検討。 飲食:ワクチン/検査や第三者認証の活用等で、①酒類提供を認め、21時まで営業可能、②重点措置地域では時間制限なく営業可能、③会食の人数制限緩和イベント:ワクチン/検査等により、人数上限の緩和、収容率100%のイベント実施人の移動:旅行等について、ワクチン・検査を受けた者は国の自粛要請の対象としない 段階的に取組を行う観点から、飲食、イベントについて、技術実証の枠組の下で、10月中に人数制限等を緩和